

# 令和 3 年度 愛媛支部事業計画

---

令和3年度 事業計画（愛媛支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p><b>【目的・目標】</b> 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、評議会において丁寧な説明をしたうえで、保険料率に関する議論を行う。【新】</li> <li>・今後、厳しさが増すことが予想される協会けんぽの保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。【新】</li> </ul> <p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間を10日間とするサービススタンダードを遵守する。</li> <li>・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。</li> </ul> <p>■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする（参考：令和2年11月末現在100%） ②現金給付等の申請に係る郵送化率を93.9%以上とする（参考：令和2年11月末現在90.0%）</p> <p>(3) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正の疑いのある事案については、支部保険給付適正化プロジェクトチームを活用し適正化を進める。また、必要に応じて事業主への立入検査を行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われるものや、いわゆる「引き続き」や「傷病転がし」によって傷病手当金の法定期間を超える受給が疑われるものについて重点的に審査を行う。</li> </ul>

- ・傷病手当金と老齢厚生年金、障害厚生年金、労災休業補償給付との併給調整について、進捗管理を徹底し確実に実施する。

(4) 効果的なレセプト点検の推進

- ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。【改】

■KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率を対前年度以上とする

(参考：令和元年度 0.269% 令和元年度上期 0.270% 令和2年度上期 0.248%)

(※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

- ・外傷による受診者については、負傷原因の照会を行い、未提出者に対しては再照会、再々照会を確実に実施する。第三者による行為が原因の場合は、適正かつ確実な求償事務を行う。また、求償状況の進捗確認を行い適切な請求を実施する。
- ・労働災害に該当するものは健康保険が使用できないこと、第三者行為の場合には傷病届の提出が必要なこと等、保険証の適正使用に関する啓発を実施する。

(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請や、いわゆる「部位転がし」と呼ばれる負傷部位を意図的に変更することによる過剰施術に関して、加入者への文書照会を実施する。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする(参考：令和2年10月末現在 0.38%)

■支部目標：多部位・頻回・部位転がし申請月例照会数300件以上

- (6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進
- ・「文書による医師の再同意の有無」等の不正請求対策にポイントを置いた審査を実施し、不正の疑いがある案件は厚生支局への情報提供を行う。
- (7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進
- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行う。催告後も未回収の場合には、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を行うほか、社会保険労務士・健康保険委員・保険証回収率が低い事業所への働きかけを行う。また、日本年金機構に対しても、被保険者証回収不能届の添付徹底を申し入れる。
- KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする  
(参考：令和2年10月末現在 95.51%)
- ・債権管理回収計画を策定し、発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- KPI：資格喪失後受診に係る返納金債権の回収率を対前年度以上とする  
(参考：令和元年度 57.28% 令和元年度上期 50.18% 令和2年度上期 31.17%)
- (8) 限度額適用認定証の利用促進
- ・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員に対する広報（研修会・納入告知書封入チラシ・メールマガジン等）を実施するとともに、地域の医療機関や市町と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。（※県内20市町全てと159医療機関に申請書配置済）【改】
- (9) 被扶養者資格の再確認の徹底
- ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨、未送達事業所への送達の徹底を行う。
- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.8%以上とする（参考：令和元年度 93.7%）

	<p>(10) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国のオンライン資格確認の円滑な実施のため、マイナンバー登録促進のための広報を行う。</li> </ul>
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p><b>【目的・目標】</b></p> <p>保険者機能強化アクションプラン（第5期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施し、「加入者の健康度の向上」、「医療等の質や効率性の向上」及び「医療費等の適正化」を図る。</p> <p>(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>収縮期血圧<math>\geq</math>130mmHgの者の割合が多い等、血圧に関する課題があるため、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）では血圧対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 上位目標：愛媛県新規透析導入患者数522名（平成27年）を400名（平成27年全国平均並）に減らす</li> <li>■ 中位目標：① 収縮期血圧<math>\geq</math>130mmHgの者の割合が、男性については43.4%（平成27年度愛媛支部平均）から38.2%（平成27年度全支部平均）に、女性については28.8%（平成27年度愛媛支部平均）から24.4%（平成27年度全支部平均）に改善する</li> <li>② 高血圧（<math>\geq</math>140/90mmHgまたは服薬）の者の割合が、男性については39.9%（平成27年度愛媛支部平均）から36.5%（平成27年度全支部平均）に、女性については24.5%（平成27年度愛媛支部平均）から21.7%（平成27年度全支部平均）に改善する</li> </ul> <p>① 事業所における血圧高値者対策の推進及び事業所に向けた高血圧予防・改善方法の周知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減塩啓発ポスター、階段利用促進ポスター等の事業所掲示物を配布し、血圧管理に対する意識を高める。</li> <li>・事業主又は事業所担当者から高血圧要治療者（<math>\geq</math>160/100mmHg）への受診勧奨実施依頼を行う。</li> <li>・事業所向け納入告知書同封チラシ、メールマガジン、ホームページ、ラジオCM、web広告やyoutube等の動画による周知広報を行う。【改】</li> </ul>

## ② コラボヘルスの推進

- ・協会の保健師・管理栄養士が事業所と健康づくりに向け協力・連携した取組を行い、健康経営を推進する。
- ・事業所従業員向けの食や運動、メンタルヘルスをテーマとした出前講座を開催し、事業所における健康づくりを推進する。【改】
- ・経済団体、業界団体等と連携し、愛媛支部が実施する健康宣言事業である「健康づくり推進宣言」への参加勧奨を行う。
- ・健康・医療データを事業所単位で見える化した情報提供ツール「健康つうしんぼ」を事業所に対して送付することを契機として「健康づくり推進宣言」への参加勧奨を行う。
- ・事業所における「健康づくりのヒント」として、事業所における健康づくりの具体的な取組をまとめた取組事例集を作成し、ホームページへの掲載や事業所に提供することにより、好事例の横展開を図る。
- ・「健康づくり推進宣言」の参加特典として、「血圧計」の貸出しや、「季節の健康冊子」など健康情報ツールの提供等により、事業所における健康づくりの推進を図る。
- ・商工会議所等関係団体広報誌に、「健康づくり推進宣言」及びインセンティブ制度に関する記事を掲載する。
- ・「健康づくり推進宣言」事業に関し、健診データ等を用いた効果分析を行う。

■KPI：健康宣言事業所数を900事業所以上とする（参考：令和2年11月末現在 767事業所）

## ③ 効果検証の実施

- ・生活習慣病予防健診結果データ等により、血圧高値者の状況を確認し次年度における対策を検討する等、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）におけるPDCAを実施する。

## ④ 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

### (a) 被保険者に対する対策

- ・生活習慣病予防健診を利用していない事業所に対し、受診意欲を高めるような案内文書等を送付し、効果的な受診勧奨を行う。

- ・健診実施機関との協力・連携の強化により、健診実施機関による事業者健診から生活習慣病予防健診への切替勧奨を実施するとともに、協会けんぽの健診受入枠の拡大を図るなど、生活習慣病予防健診受診者数の向上を図る。
- ・公民館等で集合健診を実施し、近隣の事業所や未受診者に対し文書による受診勧奨を行う。
- ・外部委託を活用し、事業者健診結果データの取得を促進する。

(b) 被扶養者に対する対策

- ・利便性の高い会場選定や興味を引くオプション検査を付加した協会けんぽ主催の無料集団健診を実施する。
- ・GIS(地理情報システム)により集団健診会場の近隣に居住している未受診被扶養者を抽出し、効果的な文書受診勧奨を行う。

【数値目標】

- 被保険者(40歳以上)(実施対象者数:213,098人)
  - ・生活習慣病予防健診 実施率 62.6%(受診見込者数:133,400人)
  - ・事業者健診データ 取得率 6.1%(取得見込者数:13,000人)
- 被扶養者(実施対象者数:59,966人)
  - ・特定健康診査 実施率 33.7%(受診見込者数:20,200人)

■ KPI: 健診実施率を61.0%以上とする

- ① 生活習慣病予防健診実施率を62.6%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を6.1%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健康診査実施率を33.7%以上とする

⑤ 特定保健指導の実施率及び質の向上

保健指導の受診勧奨対策

- ・健診機関に対して、意見交換会や研修会開催などにより連携を強化し、健診機関による健診当日の特定保健指導の拡大を図る。
- ・協会職員による文書・電話・訪問勧奨を行うとともに外部委託も活用した勧奨を実施する。

- ・商業施設等にて血管年齢測定等を付加した休日特定保健指導を実施する。

**【数値目標】**

○ 被保険者（特定保健指導対象者数：29,573人）

- ・特定保健指導 実施率 26.3%（実施見込者数：7,780人）

（内訳）協会保健師実施分 16.7%（実施見込者数：4,950人）

アウトソーシング分 9.6%（実施見込者数：2,830人）

○ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,737人）

- ・特定保健指導 実施率 29.9%（実施見込者数：520人）

**■ KPI：特定保健指導の実施率を26.5%以上とする**

① 被保険者の特定保健指導実施率を26.3%以上とする

② 被扶養者の特定保健指導実施率を29.9%以上とする

**⑥ 重症化予防対策の推進**

(a) 未治療者に対する受診勧奨

- ・未治療者のうち、重症度が高い者（二次勧奨対象者）に対して文書による医療機関受診勧奨を実施する。

（二次勧奨実施予定人数 1,200人）

- ・文書による受診勧奨と合わせて、協会の保健師による電話・訪問による受診勧奨を実施する。

- ・健診当日の健診結果で血圧が要治療・要精密検査と判定された者に対して、健診直後にそのまま生活習慣改善に向けた保健指導と医療機関受診勧奨を健診機関への外部委託により実施する。

(b) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・糖尿病性腎症患者で重症度が高い者に対象者に対して、面談による重症化予防プログラムへの参加勧奨を実施する。重症化予防プログラムの実施は、主治医よりプログラム参加に関する指示書を取得のうえ、外部委託により実施する。

**■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする**



(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

① 協会けんぽの存在意義や取組内容を加入者・事業主に十分理解していただくため、ホームページ、納入告知書同封チラシ、メールマガジン、web 広告や youtube 等の動画を活用した広報を実施する。【改】

② 健康保険委員が委嘱されていない一定規模以上の事業所に対して、訪問、文書及び電話による委嘱勧奨を実施し、健康保険委員委嘱者数の増加を目指す。

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合（被保険者カバー率）を 53.7%以上とする（参考：令和 2 年 11 月末現在 51.7%）

③ 健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員のニーズに対応した研修会を日本年金機構と共同で開催するとともに、メールマガジン発行、新規委嘱者への事務手続き配布等による情報提供を実施する。

■ 支部目標：メールマガジン新規登録数（純増数） 100 件  
（参考：令和 2 年 12 月 17 日現在 登録数 1,482 件）

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・本部から提供されるジェネリックカルテを活用し愛媛支部のジェネリック医薬品使用率に大きな影響を及ぼしている医療機関及び調剤薬局の実情を把握し、阻害要因の解消につなげる。
- ・本部から提供される「情報提供ツール」を活用し、自機関のジェネリック医薬品使用割合等が分かる「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を医療機関及び薬局へ送付する。
- ・ジェネリック医薬品の使用率が低い乳幼児世代の親に向けたジェネリック医薬品使用促進チラシを作成し、市町への設置を依頼する。
- ・愛媛新聞社の「愛 GIVER project」の事業協賛により掲載できる新聞広告に「ジェネリック医薬品の使用促進」記事を掲載する。【改】
- ・駅看板の活用により、ジェネリック医薬品の使用促進を行う。

- ・愛媛県薬務衛生課とジェネリック医薬品使用促進セミナーを共催する。
- ・愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」を使用したジェネリック医薬品希望シールおよびお薬手帳カバーを作成し、薬剤師会と連携し薬局窓口や各種セミナー等にて配付する。

■ KPI：愛媛支部のジェネリック医薬品使用割合を77.4%以上とする（参考：令和2年7月現在 75.1%）

(4) インセンティブ制度の実施

- ・令和2年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、加入者に届く制度の周知広報を丁寧に行う。
- ・無料生活情報誌にインセンティブ制度に関する記事を掲載することにより制度の周知広報を行う。

(5) 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

① 医療費データ等の分析

- ・協会が保有するレセプトデータ等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。

② 外部への意見発信や情報提供

- ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
- ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

③ 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方について、関係団体と連携しつつ、加入者や事業主へ周知広報を実施する。【新】

	<p>■ KPI : 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>【目的・目標】      保険者機能の基盤となる組織体制の強化を図る。</p> <p>(1) 適切な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週次会及び月例幹部会を開催し、支部内ガバナンスの徹底及び組織目標達成に向けた業務進捗状況の確認を行う。</li> </ul> <p>(2) 職員の労務管理</p> <p>以下の施策の実施により超過勤務の縮減および職員の健康の保持増進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノー残業デーの実施（水曜日及び金曜日）</li> <li>・ 業務進捗管理の徹底</li> <li>・ 衛生委員会の適切な運用</li> </ul> <p>(3) コンプライアンスの徹底とリスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部内研修等を通じ、情報セキュリティ及び個人情報保護を始めとしたコンプライアンスの徹底を図る。</li> <li>・ 年2回、支部内自主点検を行う。</li> <li>・ 毎月、個人情報取扱点検を行う。</li> </ul> <p>(4) 新規学卒者採用活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規学卒者応募の増加に向け、愛媛県内の4年制大学（愛媛大学・松山大学）への働きかけを行う。</li> </ul>

(5) OJTを中心とした人材育成

- ・ 業務管理を通じたOJTを中心としつつ、以下の研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
  - ① ハラスメント研修
  - ② メンタルヘルス研修
  - ③ 情報セキュリティ研修
  - ④ 個人情報保護研修
  - ⑤ コンプライアンス研修
  - ⑥ ビジネススキル研修
  - ⑦ ①～⑥以外の独自研修の企画・実施
- ・ 本部幹旋通信教育講座等を利用した自己研鑽活動を推奨する。

(6) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達事務における競争性及び公平性・公正性を確保する。中でも、調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。そのために、参加が見込める業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20.0%以下とする。

(7) ペーパーレス化の推進

- ・ 事務を効率的に実施するため、ペーパーレス化を推進する。

(8) 事務処理誤り発生防止対策の徹底

各種関係法令の遵守を基本とし、以下対策の徹底により事務処理誤り発生防止を図る。

- ・ 業務処理マニュアルに基づく事務処理
- ・ 人事異動時の確実な事務引き継ぎ
- ・ 過去に発生した事務処理誤り案件の再発防止
- ・ 「ヒヤリハット事例」の共有
- ・ 業務改善提案の推進